

木材産業の事業者の皆様へ
(令和6年11月)
(令和8年1月更新)

特定技能制度の対象分野に 「木材産業」が追加されました

特定技能制度は、深刻な人材不足の状況に対応するため、
一定の専門性を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。
木材産業分野では在留資格「特定技能1号」での受入が可能です。

全国的な
受入れ見込数

最大 4,500人^{※1} (令和10年度までの上限)

受入れ事業所の
対象業種

「製材業、木製品製造業 (一般製材業、単板製造業、木材チップ製造業等)」、
「合板製造業 (LVLを含む)」「集成材製造業」「プレカット製造業」
「銘木製造業」「床板製造業」のいずれかを営んでいること^{※2}

※1 生産性向上や国内人材の確保に取り組んでも、なお不足すると見込まれる労働力として設定
※2 産業の分類は「日本標準産業分類」による

在留資格「特定技能1号」のポイント

●受入可能な産業分野

19分野

介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、
宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業、資源循環

●在留期間

通算で上限5年まで (指定された期間での更新が必要)

●受け入れる外国人の技能水準・日本語能力水準

技能水準：相当程度の知識・技能を有することを試験で確認

日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験で確認

●家族の帯同

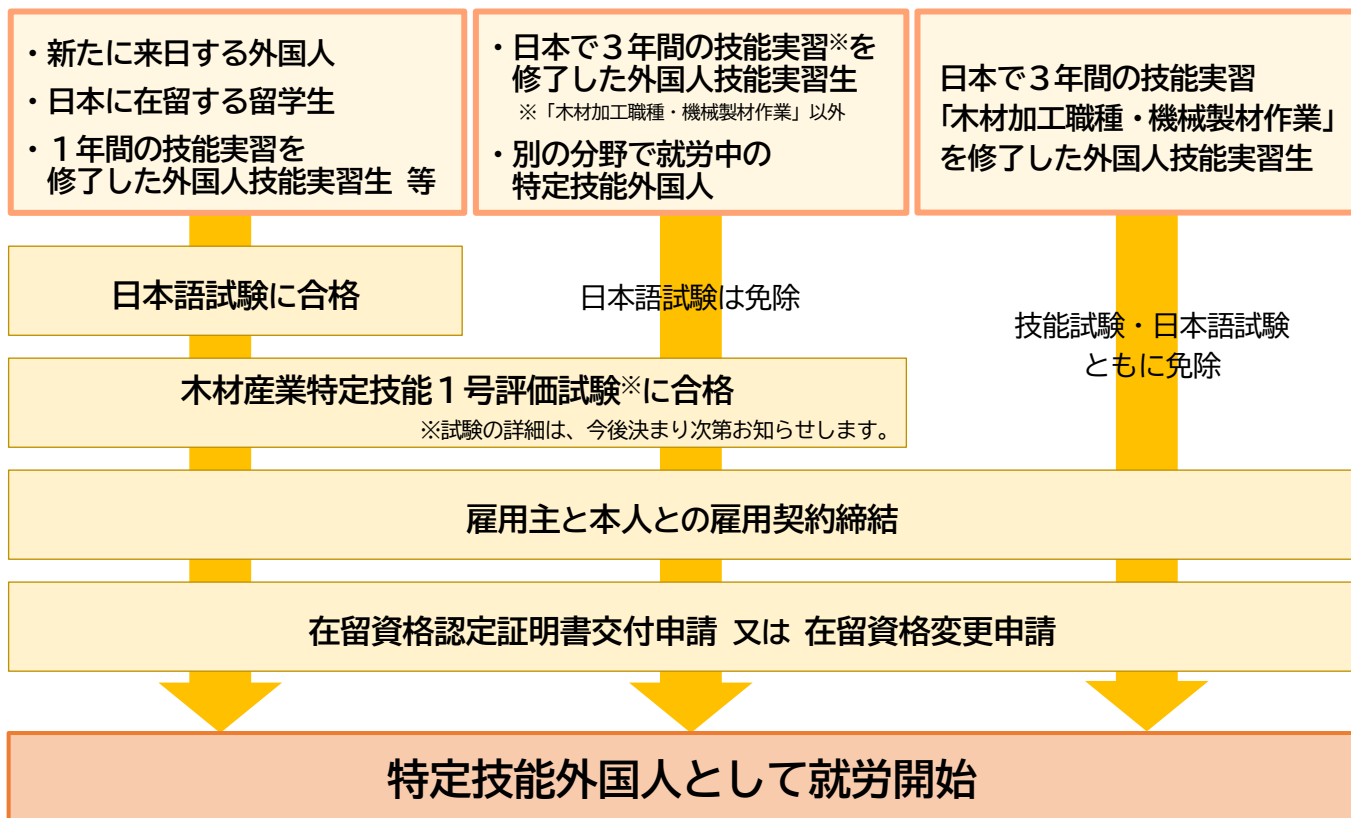
基本的に認められない

●外国人への支援の実施

受入企業等による生活上の支援義務あり

林野庁

就労開始までの流れ（イメージ）



受入企業（雇用主）に求められること

① 協議会への加入



林野庁が設置する「木材産業特定技能協議会」に加入する必要があります。（受け入れる事業所単位での加入）

② 10の支援の実施



職業・社会・日常生活上の支援を行う計画を作成し、実施する必要があります。（登録支援機関への委託も可能）

③ 法令遵守・各種届出



労働、社会保険、安全衛生等に関する法令を遵守してください。また、入管庁への定期的な届出があります。

協議会による追加要件

特定技能外国人を受け入れる事業所は、労働安全の確保のため、

「**農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）**」に基づく取組を行うこと（協議会加入時および加入後2年ごとに上記の取組状況の確認を受けることが、受入れの要件となります。）

木材産業分野における外国人材の受入れに関する最新の情報は、
林野庁ホームページで御確認ください。

（お問い合わせ先）林野庁木材産業課生産加工班 TEL:03-6744-2292

